

各 位

2025年2月13日

上場会社名 株式会社レゾナック・ホールディングスコード番号 4004 東証プライム市場 代表者名 代表 取締役社長 髙橋 秀仁問合せ先 ブランド・コミュニケーション部長 尾縣 香名子TEL (03) 6263 - 8002

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年2月13日開催の取締役会において、2025年3月26日開催予定の当社第116回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会を行うことができる旨の新設(第12条第3項)

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行により、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。場所の定めのない株主総会は、感染症や自然災害発生時などのリスクを低減するために有効と考えられます。そこで、株主様の利益を考慮し、場所の定めのない株主総会を開催する方が適切であると取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することができるよう、第12条第3項を新設するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で 定める要件に該当する旨の確認を受けております。

#### (2) 相談役制度廃止に伴う該当条項の削除(第27条)

当社は、相談役制度を廃止することを取締役会で決議したため、第27条を削除するものであります。また、条文の削除に伴い、現行定款第28条以下を1条ずつ繰り上げるものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条~第11条 (条文省略)	第1条~第11条 (現行どおり)
(株主総会の招集) 第12条 (条文省略) ②(条文省略) (新 設)	(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主 総会とすることができる。
第 13 条~第 26 条 (条文省略)	第13条~第26条 (現行どおり)
(相談役の委嘱) 第 27 条 取締役会の決議により、相談役を置くことが できる。	(削 除)
第 <u>28</u> 条~第 <u>43</u> 条 (条文省略)	第 <u>27</u> 条~第 <u>42</u> 条 (現行どおり)

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2025 年 3 月 26 日 定款変更の効力発生日 (予定) 2025 年 3 月 26 日

以 上